

東日本大震災による雇用支援対象者採用規程

(目的)

第1条 この規程は、東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者（以下、「雇用支援対象者」という）を雇用支援する為、必要事項を定めたものである。

(雇用支援対象者)

第2条 この規程による雇用支援対象者とは震災により被災し、災害救助法適用地域（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）に住居する者とする。ただし、平成23年3月11日以降に被災地外から被災地に転居した者を除く。

(対象職種)

第3条 この規程による雇用対象職種は次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 助産師
- (2) 看護師
- (3) 准看護師
- (4) 薬剤師
- (5) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- (6) MSW

2. 前項各号の一に該当する職種の採用は、常時勤務する者及び短時間勤務の者とする。

(求人掲載)

第4条 病院施設は、当該施設の要員状況により前条各号の一に該当する職種について、ハローワーク・ホームページ等に求人掲載を行うものとする。

(採用選考時の費用)

第5条 施設見学及び選考試験等、採用選考に伴う交通費・宿泊費は全額当該施設による負担とする。

(赴任費用)

第6条 採用決定後、赴任に伴う交通費及び荷物運送費は全額当該施設による負担とする。

(入職支度金)

第7条 雇用支援対象者には採用時の入職支度金として10万円を支給する。

(職員寮・職員社宅)

第8条 雇用支援対象者は、原則として職員寮又は職員社宅に入居できるものとする。

2. 職員寮又は職員社宅の使用料及び遵守事項等は当該施設の規程に準ずるものとする。

(付則)

この規程は、平成23年5月1日より実施する。